

〈高山労働基準だより〉

平成22年4月号

平成22年度がスタートいたしました。当署におきましては4月1日付けで、5名が定期異動により転出し、県内から3名、県外から2名が転入して、新たな体制で業務を始めております。

新年度におきましては、下記のとおり業務運営を進めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<平成22年度高山労働基準監督署行政運営のポイント>

高山労働基準監督署においては、「平成22年度岐阜労働局行政運営方針」に定められた、

- ・ 労働条件の確保・改善
- ・ 最低賃金制度の適切な運営
- ・ 多様な働き方が可能となる労働環境の整備
- ・ 労働者の安全と健康確保対策の推進
- ・ 労災補償対策の推進

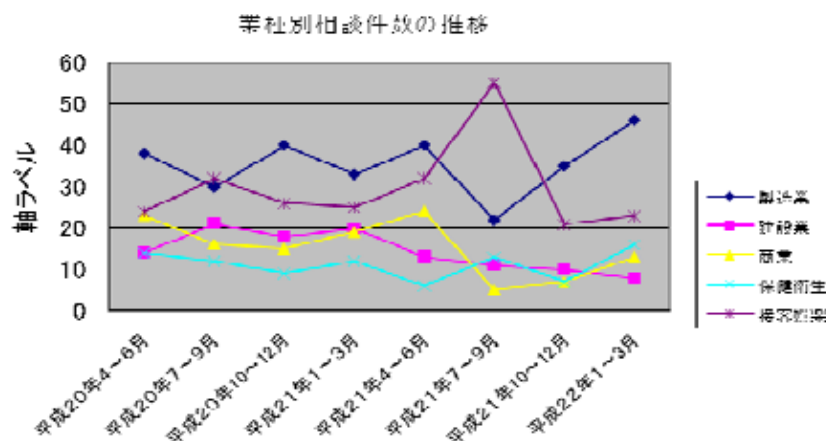
以上5項目の重点施策について、着実に業務を推進するほか、次の事項について、高山署独自の重点として取り組んでまいります。

厳しい経済情勢下での法定労働条件の確保等

「高山労働基準だより平成22年1月号」でお知らせしましたとおり、当署に対し賃金不払いや解雇予告手当不払いなどについて法違反の是正指導を求める労働者からの申告件数は、昨年急増し、それまで概ね年間30件前後であったものが、平成21年は55件となりました。

その半分以上が賃金不払いであり、しかも不払い期間が数か月に渡る事案も数件あり、長引く不況の中、最も重要な労働条件である賃金の支払いが履行されないという厳しい状況が顕在化しつつあると言わざるを得ません。

本年度におきましても、賃金の支払い、適正な解雇手続きなど法定労働条件の確保については、最優先の課題と位置づけ、迅速な対応を行います。



旅館業等第3次産業における一般労働条件の確保・改善

旅館業等の第3次産業は、飛騨地域の主要産業で、就業者数も製造業、建設業を大きく上回っています。しかしながら、労使双方から当署へ寄せられる相談などの内容を見てみると、労働時間、有給休暇、解雇予告など基本的な事項にかかるものがほとんどであり、労働基準法等の規定が十分理

解されていないことが窺われます。

昨年度においては、旅館業の事業場に対し、高山市及び奥飛騨温泉郷におきましてそれぞれ1回労働関係法令等の講習会を開催いたしましたが、十分な周知を図れたとは言えません。

そこで、本年度は、講習会で説明できなかった事業場を中心に、個別に監督指導を実施し、適切な労務管理の徹底を図ります。

また、旅館業以外の商業等第3次産業の事業場についても、可能な限り多くの事業場に対して、監督指導を実施します。

死亡災害の撲滅と林業における労働災害防止

平成21年の当署管内の労働災害(休業4日以上)は、205件となり、前年と比べ21件、9.3%の減少となりました。しかしながら、死亡災害は5件発生し、前年と同数であり、ここ10年ほど減少傾向が見られません。

また、林業については、災害件数は前年と比べ13件、32.5%の減少となりましたが、2件の死亡災害が発生しており、さらには死亡には至らないものの、重傷を負う災害が少なくありませんでした。

死亡災害の撲滅と、労働災害のさらなる減少を図るため、災害防止団体等と連携をとりながら、事業場の経営トップへの働きかけを行うと共に、リスクアセスメントの導入、定着に向けた指導を行ってまいります。

特に、林業については、危険性の高い伐木作業におけるかかり木処理時の安全対策の徹底を図ることを第一に、現場で作業を行う全ての作業班で安全作業の確実な実施がされるよう、現場の指導及び作業班長への研修等を行います。

<地域産業保健センター事業について>

厚生労働省では、産業医や衛生管理者の選任義務が無い労働者数50人未満の事業場における健康管理を推進するため、無料でこれらの事業場および所属労働者に対して産業保健サービスを提供する事業を行っています。

この事業は、昨年度までは各労働基準監督署の管轄区域ごとに、郡市医師会等と契約を結び、委託を行っておりましたが、今年度からは都道府県単位の団体と契約を結んで委託する方式へと変わりました。

岐阜県におきましては、岐阜県医師会へ委託することとなり、飛騨地域においても、名称が「飛騨地域産業保健センター」から「岐阜県地域産業保健センター飛騨支部」となります。

事業の中身については、これまでと大きな変更は無く、産業医、保健師を派遣しての産業保健指導、健康相談、過重労働による健康障害防止のための面接指導などを主として、全て無料でサービスを提供することとしております。

飛騨支部では、これまでも毎年60から70事業場を個別に訪問して産業保健指導等を行っております。メンタルヘルスも含め、労働者の健康確保は、企業の発展には欠かせないものとなっております。お気軽にご利用いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせは、岐阜県地域産業保健センター飛騨支部(高山市天満町4丁目70番地A・ラックスビル2階、0577-35-3218)へお願いいたします。

高山労働基準監督署

高山市花岡町3-6-6 電話0577-32-1180 FAX0577-32-1274

